

## 給 与 費 明 細 書

### 1 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 等							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	計 (千円)				
平成 25年度	長 等	4	-	46,464	19,483	4,647	318	25,056	95,968	13,088	109,056	
	議 員	107	1,162,091	-	468,901	-	-	-	1,630,992	233,897	1,864,889	
	その他の 特別職	76	153,992	15,012	5,495	1,502	410	-	176,411	4,723	181,134	
	計	187	1,316,083	61,476	493,879	6,149	728	25,056	1,903,371	251,708	2,155,079	
平成 24年度	長 等	4	-	59,160	16,836	5,916	-	-	81,912	13,815	95,727	
	議 員	107	1,249,560	-	493,577	-	-	-	1,743,137	233,897	1,977,034	
	その他の 特別職	76	154,636	16,680	5,055	1,668	410	-	178,449	4,746	183,195	
	計	187	1,404,196	75,840	515,468	7,584	410	-	2,003,498	252,458	2,255,956	
比 較	長 等	0	-	△12,696	2,647	△1,269	318	25,056	14,056	△727	13,329	
	議 員	0	△87,469	-	△24,676	-	-	-	△112,145	0	△112,145	
	その他の 特別職	0	△644	△1,668	440	△166	0	-	△2,038	△23	△2,061	
	計	0	△88,113	△14,364	△21,589	△1,435	318	25,056	△100,127	△750	△100,877	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
平成25年度	78,168	314,205,176	265,357,022	579,562,198	105,028,070	684,590,268	再任用職員1,924人分を含む
平成24年度	78,279	330,342,908	292,154,234	622,497,142	111,846,337	734,343,479	再任用職員1,973人分を含む
比較	△111	△16,137,732	△26,797,212	△42,934,944	△6,818,267	△49,753,211	

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	平成25年度	7,868,854	32,517,905	7,170,848	9,593,033	16,766	3,762,789	10,930,284
	平成24年度	8,102,011	34,160,145	7,622,780	9,683,031	17,844	3,679,476	11,102,034
	比較	△233,157	△1,642,240	△451,932	△89,998	△1,078	83,313	△171,750

休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	特地勤務手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)
5,375,877	2,308,901	1,854,695	112,016	3,106,075	83,148,353	43,393,752	-	-
5,490,904	2,361,951	1,985,577	107,362	3,004,231	82,734,581	43,078,290	-	-
△115,027	△53,050	△130,882	4,654	101,844	413,772	315,462	-	-

へき地手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)	農林漁業普及指導手当 (千円)	退職手当 (千円)	定時制通信教育手当 (千円)	産業教育手当 (千円)	義務教育等教員特別手当 (千円)
-	105,269	27,902	50,473,885	211,465	185,384	3,192,969
-	102,882	27,863	75,275,094	215,805	176,668	3,225,705
-	2,387	39	△24,801,209	△4,340	8,716	△32,736

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(一般職員)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考																	
給 料	千円 △1,988,662	昇給に伴う増加分	千円 255,103																			
		その他の増減分	△2,243,765	予算計上人員減に伴う減分 △483,058千円  減額措置に伴う減分 △1,375,829千円  その他の減分 △384,878千円	平成 25 年度計上人員 7,654 人 平成 24 年度計上人員 7,772 人 差 引 △118 人  給料（月額） 行政職給料表(1) 6 級相当職以下の者 4 %減額 行政職給料表(1) 7 級相当職以上の者 6 %減額																	
		職員手当	△3,330,293	制度改正に伴う減分 △701,509  退職手当 △631,138千円  その他の増減分 △2,628,784	住居手当 △70,371千円  退職手当 △631,138千円	住居手当（月額） 自己所有住宅居住者 4,500 円（改定前 5,800 円）  退職手当 定年・勸奨退職に係る支給率 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>勤続 25 年</th> <th>勤続 35 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 25 年 10 月以降</td> <td>36.57 月分</td> <td>52.44 月分</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年 4 月以降</td> <td>38.955 月分</td> <td>55.86 月分</td> </tr> </tbody> </table> 自己都合退職に係る支給率 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>勤続 25 年</th> <th>勤続 35 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 25 年 10 月以降</td> <td>30.82 月分</td> <td>43.7 月分</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年 4 月以降</td> <td>32.83 月分</td> <td>46.55 月分</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	勤続 25 年	勤続 35 年	平成 25 年 10 月以降	36.57 月分	52.44 月分	平成 25 年 4 月以降	38.955 月分	55.86 月分	区 分	勤続 25 年	勤続 35 年	平成 25 年 10 月以降	30.82 月分	43.7 月分	平成 25 年 4 月以降
区 分	勤続 25 年	勤続 35 年																				
平成 25 年 10 月以降	36.57 月分	52.44 月分																				
平成 25 年 4 月以降	38.955 月分	55.86 月分																				
区 分	勤続 25 年	勤続 35 年																				
平成 25 年 10 月以降	30.82 月分	43.7 月分																				
平成 25 年 4 月以降	32.83 月分	46.55 月分																				
				予算計上人員減に伴う減分 △364,309千円  地域手当、期末・勤勉手当、 退職手当等の増減分 △2,264,475千円																		

(警察職員)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考																
給料	千円 △3,159,544	昇給に伴う増加分	千円 241,056																		
		その他の増減分	△3,400,600	予算計上人員増に伴う増分 6,401千円  減額措置に伴う減分 △2,687,973千円  その他の減分 △719,028千円	平成 25 年度計上人員 17,230 人 平成 24 年度計上人員 17,215 人 差 引 15 人  給料(月額) 行政職給料表(1) 6 級相当職以下の者 4%減額 行政職給料表(1) 7 級相当職以上の者 6%減額																
職員手当	△6,509,102	制度改正に伴う減分	△1,679,678	住居手当 △182,155千円	住居手当(月額) 自己所有住宅居住者 4,500 円(改定前 5,800 円)																
				退職手当 △1,497,523千円	退職手当 定年・勸奨退職に係る支給率 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>勤続 25 年</th> <th>勤続 35 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 25 年 10 月以降</td> <td>36.57 月分</td> <td>52.44 月分</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年 4 月以降</td> <td>38.955 月分</td> <td>55.86 月分</td> </tr> </tbody> </table> 自己都合退職に係る支給率 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>勤続 25 年</th> <th>勤続 35 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 25 年 10 月以降</td> <td>30.82 月分</td> <td>43.7 月分</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年 4 月以降</td> <td>32.83 月分</td> <td>46.55 月分</td> </tr> </tbody> </table>	区分	勤続 25 年	勤続 35 年	平成 25 年 10 月以降	36.57 月分	52.44 月分	平成 25 年 4 月以降	38.955 月分	55.86 月分	区分	勤続 25 年	勤続 35 年	平成 25 年 10 月以降	30.82 月分	43.7 月分	平成 25 年 4 月以降
		区分	勤続 25 年	勤続 35 年																	
平成 25 年 10 月以降	36.57 月分	52.44 月分																			
平成 25 年 4 月以降	38.955 月分	55.86 月分																			
区分	勤続 25 年	勤続 35 年																			
平成 25 年 10 月以降	30.82 月分	43.7 月分																			
平成 25 年 4 月以降	32.83 月分	46.55 月分																			
その他の増減分	△4,829,424	予算計上人員増に伴う増分 641千円  地域手当、期末・勤勉手当、 退職手当等の増減分 △4,830,065千円																			



(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行政職(1)	教育職	公安職	技能職
平成24年12月1日 現 在	平均給料月額(円)	352,256	369,860	330,076	368,623
	平均給与月額 (期末・勤勉手当を除く)(円)	456,973	439,807	484,198	437,193
	平均年齢(歳)	43.4	43.4	39.0	53.8
平成23年12月1日 現 在	平均給料月額(円)	356,340	374,542	332,018	367,379
	平均給与月額 (期末・勤勉手当を除く)(円)	460,249	445,511	484,431	436,469
	平均年齢(歳)	43.6	43.7	39.1	53.8

イ 初任給

区 分	行 政 職 (1)			教 育 職		
	高校卒(円)	短大卒(円)	大学卒(円)	高校卒(円)	短大卒(円)	大学卒(円)
本 県	144,500	158,700	178,800	-	177,200	199,700
国	140,100	-	181,200	-	-	-

公 安 職			技 能 職		
高校卒(円)	短大卒(円)	大学卒(円)	高校卒(円)	短大卒(円)	大学卒(円)
173,600	190,000	207,300	143,100	-	-
161,500	175,400	192,300	137,200	-	-

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職 (1)			教 育 職			公 安 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
平成24年12月1日 現 在	10 級	4	0.1	5 級	1,426	3.3	8 級	314	2.1
	9 級	43	0.5	4 級	1,672	3.9	7 級	121	0.8
	8 級	80	1.0	3 級	6,286	14.8	6 級	658	4.4
	7 級	622	8.0	2 級	(1,008) 33,118	(100.0) 77.9	5 級	401	2.7
	6 級	1,049	13.4	1 級	30	0.1	4 級	3,496	23.4
	5 級	1,822	23.3				3 級	5,096	34.1
	4 級	1,993	25.5				2 級	2,115	14.1
	3 級	434	5.6				1 級	2,751	18.4
	2 級	(352) 793	(100.0) 10.2						
	1 級	971	12.4						
	計	(352) 7,811	(100.0) 100.0	計	(1,008) 42,532	(100.0) 100.0	計	14,952	100.0
平成23年12月1日 現 在	10 級	6	0.1	5 級	1,433	3.4	8 級	299	2.0
	9 級	36	0.5	4 級	1,669	3.9	7 級	135	0.9
	8 級	79	1.0	3 級	6,304	14.8	6 級	665	4.4
	7 級	636	8.1	2 級	(957) 33,155	(100.0) 77.8	5 級	401	2.7
	6 級	1,042	13.3	1 級	29	0.1	4 級	3,363	22.3
	5 級	1,933	24.6				3 級	4,929	32.8
	4 級	2,070	26.4				2 級	2,387	15.9
	3 級	440	5.6				1 級	2,861	19.0
	2 級	(401) 647	(100.0) 8.2						
	1 級	953	12.2						
	計	(401) 7,842	(100.0) 100.0	計	(957) 42,590	(100.0) 100.0	計	15,040	100.0

備考 ( )は再任用短時間勤務職員数を外数で示す。

区 分	技 能 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
平成24年12月1日 現 在	5 級	415	97.0
	4 級	12	2.8
	3 級	(54) 1	(100.0) 0.2
	2 級	-	-
	1 級	-	-
	計	(54) 428	(100.0) 100.0
平成23年12月1日 現 在	5 級	465	96.7
	4 級	15	3.1
	3 級	(67) 1	(100.0) 0.2
	2 級	-	-
	1 級	-	-
	計	(67) 481	(100.0) 100.0

備考 ( )は再任用短時間勤務職員数を外数で示す。

(行政職(1)の級別の標準的な職務内容)

区 分	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級
標 準 職 務	理 事 局 長	局 長 特定の大規模出先 機関の長	本 庁 の 部 長 大 規 模 出 先 機 関 の 長、副 所 長	本 庁 の 課 長 出 先 機 関 の 長、副 所 長、部 長、担 当 部 長	グ ル ー プ リ ー ダ ー 出 先 機 関 の 次 長、 課 長、課 長 補 佐
区 分	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
標 準 職 務	副 主 幹 副 技 幹	主 査	主 任 主 事 主 任 技 師	高 度 の 知 識 経 験 を 必 要 と す る 主 事、技 師	主 事 師 技 師

エ 昇給

区 分		全 給 料 表	左のうち主な給料表単位ごとの内訳				
			行 政 職 (1)	教 育 職	公 安 職	技 能 職	
平 成 25年度	職 員 数 (A) (人)	77,686	7,930	49,323	15,466	608	
	昇給に係る職員数(B) (人)	73,009	7,582	47,175	13,606	606	
	号 給 数 別 内 訳	2 号 給 (人)	8,564	738	6,252	839	125
		3 号 給 (人)	2,136	132	1,502	491	3
		4 号 給 (人)	44,527	4,862	28,398	8,425	333
		5 号 給 (人)	13,775	1,403	8,488	3,057	114
		6 号 給 (人)	3,861	427	2,478	729	31
		8 号 給 (人)	146	20	57	65	0
比 率 (B) / (A) (%)	94.0	95.6	95.6	88.0	99.7		
平 成 24年度	職 員 数 (A) (人)	77,726	7,828	49,337	15,465	643	
	昇給に係る職員数(B) (人)	73,533	7,355	47,315	14,096	641	
	号 給 数 別 内 訳	2 号 給 (人)	8,822	640	6,322	1,124	144
		3 号 給 (人)	2,395	145	1,609	617	7
		4 号 給 (人)	44,464	4,724	28,301	8,550	342
		5 号 給 (人)	13,875	1,400	8,543	3,054	110
		6 号 給 (人)	3,839	428	2,489	689	32
		8 号 給 (人)	138	18	51	62	6
比 率 (B) / (A) (%)	94.6	94.0	95.9	91.1	99.7		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	12 月 (月分)			
平成25年度	(0.975) 1.9	(1.125) 2.05	(2.1) 3.95	有	
平成24年度	(0.975) 1.9	(1.125) 2.05	(2.1) 3.95	有	
国	(0.975) 1.9	(1.125) 2.05	(2.1) 3.95	有	

備考 ( )は再任用職員の支給率を示す。

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続 の者 (月分)	25年勤続 の者 (月分)	35年勤続 の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	27.025	36.570	52.440	52.440	定年前早期退職特例措置 勤続年数が25年以上で勸奨により退職する場合、定年退職年齢前1年につき給料月額を2%割増しして算定(割増しの限度は20%)	
国の制度 (支給率等)	27.025	36.570	52.440	52.440	定年前早期退職特例措置 勤続年数が25年以上で勸奨により退職する場合、定年退職年齢前1年につき給料月額を2%割増しして算定(割増しの限度は20%)	

キ 地域手当

支給対象地域	鎌倉市 厚木市	横浜市 海老名市	相模原市 須賀川市 伊勢原市	平塚市 秦野市 座間市	小田原市 三浦市 大磯町 二宮町 (旧城山町)	その他の 県内市町村 (旧藤野町を含む)
支給率(%)	10	10	10	10	10	10
支給対象職員数(人) (平成24年12月1日現在)	4,033	41,513	15,412	4,965	3,574	1,979
国の指定基準に基づく 支給率(%)	15	12	10	6	3	0

ク 特殊勤務手当

区分		全給料表	行政職(1)	教育職	公安職	技能職
平成24年 12月1日現在	給料に対する比率(%)	1.3	0.9	0.9	3.0	0.5
	支給対象職員の比率(%)	41.2	22.2	32.3	81.7	26.9
	代表的な特殊勤務手当 の名称	支給総額が多い手当名 支給対象職員の比率が高い手当名	教員特殊業務手当、警察業務手当、夜間特殊業務手当、 税務手当、災害応急作業等手当			
			警察業務手当、教員特殊業務手当、夜間特殊業務手当、 税務手当、保健福祉業務等従事手当			

ケ その他の手当

(ア) 扶養手当

区 分	本 県	国
配 偶 者	月 額 14,800円	月 額 13,000円
配 偶 者 以 外 の 扶 養 親 族 の う ち 2 人 まで	月 額 各 7,000円 (ただし、扶養親族でない配偶者が ある場合このうち1人のみ 月額 7,800円 配偶者のない場合このうち1人 のみ 月額 12,500円)	月 額 各 6,500円 (ただし、扶養親族でない配偶者が ある場合このうち1人のみ 月額 6,500円 配偶者のない場合このうち1人 のみ 月額 11,000円)
そ の 他 の 扶 養 親 族	月 額 1人につき 7,000円	月 額 1人につき 6,500円
満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子の加算	月 額 1人につき 7,000円	月 額 1人につき 5,000円

(イ) 住居手当

区 分	本 県	国	
職員が自ら居住する住宅	自己所有住宅居住者	支給せず (経過措置により、平成 25 年度は月額 4,500 円)	支給せず
	借家・借間居住者	1 か月の家賃額が 12,000 円以下の場合 支給せず 1 か月の家賃額が 12,000 円を超える場合 1 か月の家賃額から 12,000 円を控除した額 (100 円未満切捨て) を月額として支給 (ただし、支給限度額は月額 28,000 円)	1 か月の家賃額が 12,000 円以下の場合 支給せず 1 か月の家賃額が 12,000 円を超える場合 1 か月の家賃額から 12,000 円を控除した額 (100 円未満切捨て) を月額として支給 (ただし、支給限度額は月額 27,000 円)
単身赴任手当受給者の留守家族の居住する住宅	職員が自ら居住する場合の住居手当の月額の 2 分の 1 に相当する額 (100 円未満切捨て) を月額として支給	職員が自ら居住する場合の借家・借間に係る住居手当の月額の 2 分の 1 に相当する額 (100 円未満切捨て) を月額として支給	

## (ウ) 通勤手当

区 分	本 県	国
交通機関等利用者	<p>6 か月を超えない期間(支給単位期間)につき算出した運賃等相当額(6 か月定期券等低廉な価額)を一括支給</p> <p>ただし、1 か月当たりの運賃等相当額(運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額)が 45,000 円を超え 45,600 円未満の場合</p> $45,000 \text{ 円} + \frac{1 \text{ か月あたりの運賃相当額} - 45,000 \text{ 円}}{2}$ <p>に支給単位期間の月数を乗じて得た額を通勤手当として支給</p> <p>1 か月あたりの運賃等相当額が月額 45,600 円以上の場合</p> <p>1 か月当たりの運賃等相当額 - 300 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額を通勤手当として支給</p>	<p>6 か月を超えない期間(支給単位期間)につき算出した運賃等相当額(6 か月定期券等低廉な価額)を一括支給</p> <p>ただし、1 か月当たりの運賃等相当額(運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額)が 55,000 円を超える場合</p> <p>55,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額を通勤手当として支給</p>
交通用具利用者	<p>片道 2 km 未満 支給せず</p> <p>片道 2 km 以上 60km 未満</p> <p>2,000 円から 28,100 円までを利用距離に応じ 1 か月の通勤手当として支給</p> <p>片道 60km 以上</p> <p>30,500 円を 1 か月の通勤手当として支給</p>	<p>片道 2 km 未満 支給せず</p> <p>片道 2 km 以上 60km 未満</p> <p>2,000 円から 23,600 円までを利用距離に応じ 1 か月の通勤手当として支給</p> <p>片道 60km 以上</p> <p>24,500 円を 1 か月の通勤手当として支給</p>
異動に伴う新幹線等利用者の加算	<p>6 か月を超えない期間(支給単位期間)につき算出した特別料金等の 2 分の 1 相当額を支給</p> <p>ただし、1 か月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額が 20,000 円以上の場合</p> <p>20,000 円に支給単位期間月数を乗じて得た額を支給</p>	<p>6 か月を超えない期間(支給単位期間)につき算出した特別料金等の 2 分の 1 相当額を支給</p> <p>ただし、1 か月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額が 20,000 円以上の場合</p> <p>20,000 円に支給単位期間月数を乗じて得た額を支給</p>